

基準 11. 社会的責務（組織倫理、危機管理、広報活動等）

11-1 社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

《11-1の視点》

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

(1) 11-1の事実の説明（現状）

11-1-① 社会的機関として必要な組織倫理に関する規定がされているか。

組織倫理に関する規程として、「学校法人芦屋学園寄附行為」「芦屋大学学則」「就業規則」をはじめとする運用、管理に関する規程を作成するとともに、「芦屋学園危機管理規程」「個人情報の保護に関する規程」「芦屋学園セクシャル・ハラスメント等の防止に関する規程」などの規程も作成し、社会的機関として社会的責務を実行している。

11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、適切な運営がなされているか。

学内に「大学倫理委員会」を設け、組織倫理に関する規程をつくり、全教職員に周知するとともに、万一の場合にも対応できる対処方法を整備している。

また、個人情報保護法施行時には、全教職員を対象とする講習会を開催し、個人情報保護の重要性の知識を深めた。

(2) 11-1の自己評価

社会的機関として必要な組織倫理に関する規定を整備している。

個人情報保護やセクシャル・ハラスメントの防止等、組織倫理に関する具体的問題に対しては、「個人情報保護委員会」や「ハラスメント委員会」において未然に防止することの意義を広く啓蒙している。問題発生時には関係者のプライバシーなどに配慮しながら適切に運営を行っている。

(3) 11-1の改善・向上方策（将来計画）

現状考えられる事案に対しての倫理規程の整備は学園全体の課題である。

該当の諸規程は、必要に応じて改定する。

個人情報の保護、セクシャル・ハラスメントについては、常に「早期発見・早期対応・早期処理」を関係者に徹底している。加えて、未然防止の具体的対策を考え、人権擁護、知的財産保護のために倫理規定の整備をする。

11-2 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

《11-1の視点》

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

(1) 11-2の事実の説明（現状）

11-2-① 学内外に対する危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

発生するさまざまな事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、危機管理体制及び対処方法等を定めた「芦屋学園危機管理規程」のもとに、理事長を本部長とする危機管理対策本部を設立する。危機管理マニュアルの一覧を表 11-1 に示す。

自衛消防隊としては、職員を防火管理講習に参加させ 10 人が資格を取得している。

消防訓練は、学生の避難訓練、消火訓練、地震時の防護訓練を実施している。

都市災害・広域災害に対する対応は、芦屋市消防署、芦屋警察署及び関係団体との関係を密に保っている。

防犯対策としては、防犯担当者が学内を巡回する他、1 階学部事務室と 4 階学園本部事務室に直結した防犯監視カメラを設置している。

建物管理・付帯設備管理・防火・防災・防犯等について、防火・防犯担当員（学園内には就業時間中 7 人のガードマンが常駐している）が任にあたっている。夜間・休日は機械警備併用ながら、十分に安全確保している。

表 11-1 危機管理マニュアル

想定される危機	対教職員	対学生	危機管理マニュアル
火災	○	○	芦屋学園消防計画
自然災害・不審者の侵入	○	○	芦屋学園危機管理規程
人権問題	○ ○	— ○	芦屋大学倫理委員会規程 芦屋学園セクシャルハラスメント等（アカデミック・ハラスメントを含む）の防止等に関する指針
重要書類取扱い	○	—	芦屋学園文書取扱規程
個人情報保護	○	—	芦屋学園個人情報保護に関する規程
衛生問題	○	—	芦屋学園就業規則
環境問題	○ ○	— ○	芦屋学園衛生委員会規程 芦屋大学・芦屋女子短期大学管理運営規程
財政問題	○	—	芦屋学園経理規程

## (2) 11-2 の自己評価

火災に対しては、自衛消防隊の訓練、年一回実施している避難訓練、火災検知器、スプリンクラー、防火扉、屋内消火栓、消火器等による警戒と取扱対応、防災担当員による巡回等で不測の事態に備えている。

都市災害及び都市犯罪・テロ対策に対しては、芦屋市消防局、芦屋警察署、地域課(六麓荘駐在所)・警備課と密に連絡を取っている。

## (3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）

防火に関しては消火器の充実と確実な点検及び自衛消防隊の定期的訓練の実施と充実を

図る。

地震対策は現在実施している耐震検査の結果を受けて耐震補強を実施する。

都市型災害・犯罪については、警備会社・警備会社ガードマン・近隣・行政機関と今後一層の連携強化を図る。

11-3. 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されていること。

《11-3の視点》

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

(1) 11-3の事実の説明（現状）

11-3-① 大学の教育研究成果を公正かつ適切に学内外に広報活動する体制が整備されているか。

教員、大学院生による研究成果を年に2度『芦屋大学論叢』として発行し、国内に広く研究成果を発表している。

また、学園として、平成18(2006)年1月より学園広報誌『ASHIYA BREEZE』を年に3回から4回発行し、在校生、保護者、卒業生に対して学園内ニュースを公表している。学内向けには、『学園ニュース』『芦屋大学メールマガジン』を発行し、教育に関する時事問題をはじめ、学内の運営方針などの情報の共有化に努めている。

(2) 11-3の自己評価

教育研究成果は、年に2度、公表しうる体制となっており評価できる。このように教育研究成果の情報を学内外へ発信する広報活動体制はかなり整備されてきている。迅速で効果的な情報がネットワーク（ホームページ、Eメール等）を通じて発信されている。

(3) 11-3の改善・向上方策（将来計画）

教育研究の成果を逐次教員所属学科より発信できるホームページ製作を目指す。

Web上での研究成果を掲載することで、個人の研究業績や大学研究紀要の情報を、学内外に公表する。

今後は共同研究や委託研究に関する研究情報の広報を積極的に図っていく。

[基準11の自己評価]

組織倫理に関する規程と適切な運営については整備されつつある。危機管理体制は適切に機能している。

教育研究成果を公正・迅速に公表する体制はホームページの改良とともに充実しつつある。

学園ホームページ委員会・大学ホームページ委員会を活発に開催し、効率的な運用に向け全学的に取り組んでいる。

**[基準 11 の改善・向上方策（将来計画）]**

大学運営については、高等教育に求められる社会的責任を果たすため、組織倫理の確立を図る。特に学内の組織体制の明確化と組織規程の再整備を行い、組織によって大学を運営することの大切さを認識させる。

次に、自然災害や人為的事故への対応等危機管理体制の見直しを具体的に行っていく。

研究成果の公表及びその広報活動については、従前の方法に加えて、ホームページや CD-ROM 等、費用体効果に優れた方法を積極的に取り入れる。

学内での教育研究活動の方向性や理念の構築を推進し、FD や SD 等の機会を利用して教職員への一層の周知を図る。